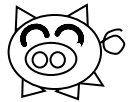


事業所得と必要経費 ～必要経費の概要 2～

令和3年6月作成



今回は前回からの続きで必要経費についてのお話です。前回記載した必要経費の参入時期の判定についての国税庁のHP 記載文書を再掲いたします。

必要経費となる金額は、その年において債務の確定した金額(債務の確定によらない減価償却費などの費用もあります)です。つまり、その年に支払った場合でも、その年に債務の確定していないものはその年の必要経費になりませんし、逆に支払っていない場合でも、その年に債務が確定しているものはその年の必要経費になります。この場合の「その年において債務が確定している」とは、次の三つの要件を全て満たす場合をいいます。

- (1) その年の12月31日までに**債務が成立**していること。
- (2) その年の12月31日までにその債務に基づいて**具体的な給付をすべき原因となる事実が発生**していること。
- (3) その年の12月31日までに**金額が合理的に算定**できること。

まず、前文にある「その年に支払った場合でも、その年に債務の確定していない」とは、例えば手付金や申込証拠金等、まだ契約が成立する前に支払った金額が該当します。また、商品やサービスの提供を受ける前の前払い金等も該当します。

(1)に関しては「債務が成立」していることとありますが、**債務とはこの場合、支払いをしなければならない義務**と考えることが出来ます。**通常は**商品やサービスの提供を受ける対価として金銭を支払うという**契約(合意)が成立した時**です。なお、契約の成立には書面の作成は要件ではないので、例えば八百屋さんでお客さんが「この大根ください」と言って、店員さんが「はいよ」といった時点で契約は成立します。

(2)は、「給付をすべき原因となる事実が発生」していることとありますが、**具体的には物を買った場合であれば、その物の引き渡しを受けていること、何かの役務の提供、たとえば写真を撮ってもらう、目的地まで運んでもらう等を受ける契約であれば、実際に写真を撮ってもらう等の仕事を相手にしてもらうことが必要**という事です。逆に言うと、契約をしたけれども、役務の提供を受けていなければ(2)の要件を満たしていない事になります。

(3)は「金額が合理的に算定できること」とあります。これに関しては、事前に料金が確定している場合や、相手側から**具体的な請求書などが渡されていれば間違いはない**のですが、仕事の内容が複雑で、**作業完了後に料金が確定する**ような場合、**具体的に商品の引き渡しやサービスの提供を受けていても、キチンとした請求を受けるまでは金額がはっきりとわからない**ようなケースはこの要件を満たさないことになります。逆に言うと、**具体的に請求書が届かない段階でも、商品の価格が決まっている**ような場合は12月31日までに商品等の引き渡しを受けたり、役務の提供を受けたりしていれば、その年の必要経費に算入することが出来ます。

ここまでは必要経費の計上時期のお話をしてきましたが、実は上記(1)～(3)とは異なった判定をするものがあります。それが「棚卸資産」と「固定資産」です。今回はこの「棚卸資産」について考えてみたいと思います。

ご請求書
〇〇〇・・・
△△・・・
計●●円